『地域産業の国際ビジネス促進のための支援策を知りたい』

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（地域間交流支援事業：RIT事業）

日本と海外の産業集積地間のビジネス交流を通じて、中小企業の国際化を支援します。

対象となる方

地域に集積する産業を代表できる組織（地域の産業支援機関、地域の業界団体、有志の協議会・研究会、地域の商工会・商工会議所、自治体、またはそれらが一緒になったコンソーシアム等を指します。）※ 中小企業5社以上の参加およびメンバーの2/3以上が中小企業であることが条件です。1社では申請できません。また、RIT事業費は実施主体（＝申請者）への直接的補助金ではありません。実施主体および参加企業に負担いただく総額が事業実施総予算の1/3以上になるよう予算を確保し、支出計画を立てていただきます。

支援内容

中小企業が海外ビジネスに取り組みやすくするために、日本の産業集積地と海外の集積地との間でのビジネス交流プラットフォーム（土台）作りと商談の支援をいたします。具体的には、地域の中小企業の皆様がグループ単位で海外地域とのビジネス交流を深められるよう、海外へのミッション派遣や海外有識者・有力企業の国内地域への招へい事業等を実施する中で、個別商談のアレンジ・サポートを行います。商談の結果、輸出や技術提携、共同製品開発等が行われ、ひいては地域産業活性化に資することが期待されます。

【活用事例】

世界的な医療機器メーカーが立地し、中小ものづくり企業が集積している福島県では、その海外展開を進めるため、RIT 事業を活用してドイツ・NRW 州との産業交流を進めています。具体的には医療福祉関連機器分野のドイツ・NRW 州企業を複数招へいしたり、ドイツの国際医療機器展『MEDICA・COMPAMED』に合わせてミッションを派遣するなど、相互交流を 2013 年度から 3 年間実施しました。その結果、医療福祉関連機器をドイツ企業と共同開発を行ったり、県内企業の製品や技術がドイツで使用され、数千万円規模の契約が成立するなど、両地域にとってメリットとなる商談が複数成立しました。また、交流期間中の 2014 年 9 月には医療機器関連産業分野の協力協定を福島県とドイツ・NRW 州との間で締結し、現在も両地域を挙げての交流が続いています。さらに、県内企業と NRW 州内企業間の連携強化や、県内企業の海外展開を強力にサポートするため、2015 年 10 月にドイツ・NRW 州ケルン市に本部を置く、ヨーロッパ最大級の第三者認証機関テュフ・ラインランドと覚書を締結しました。

ご利用方法

ジェトロのホームページ等にて案件募集を行います。
詳細情報はジェトロホームページをご覧ください。
http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/support/rit/

①ジェトロにて上記の方を対象に公募 → ②ジェトロに対して申請書を作成し提出 → ③ジェトロにおいて申請者の中から支援団体を決定

お問い合わせ先
日本貿易振興機構(ジェトロ)　http://www.jetro.go.jp/indexj.html
企画部地方創生推進課　TEL：03-3582-5314
最寄りの貿易情報センター（国内）　http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/
※国内事務所（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『連鎖倒産を防止したい』

経営セーフティ共済
（経営セーフティ共済は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。）

取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、共済金の貸付けを受けることができます。

対象となる方
1年以上継続して事業を行っている中小企業者

支援内容
取引先企業が倒産※し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合、この回収困難額と、積み立てた掛金総額の10倍のいずれか少ない額（貸付限度額8,000万円）の貸付けを受けることができます。

※倒産とは、破産法・民事再生法等の法的整理の申立て、銀行取引停止処分、または弁護士などが代理人となる私的整理をさし、「夜逃げ」などは含まれません。）

■毎月の掛金
・掛金月額は5,000円から200,000円の範囲内（5,000円きざみ）で設定でき、加入後増額することもできます。掛金総額が800万円まで積立てることができます。

■税法上の特典
・毎年の掛金は必要経費（個人）または損金（法人）に算入できます。

■共済金の貸付けの条件
・貸付けにあたっては、担保・保証人は必要ありません。
・共済金の貸付けは無利子ですが、貸付けを受けた共済金の10分の1に相当する額が掛金総額から控除されます。
・償還期間は貸付け額に応じて5年～7年（うち据置期間6カ月）の毎月均等償還です。

■一時貸付け金制度
・臨時に事業資金を必要とするときは、解約手当金の範囲内で貸付けを受けることができます。

ご利用方法
（1）貴社の事業活動の内容が確認できる金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで申し込んでください。
（2）中小企業基盤整備機構（中小機構）から共済契約締結書をお送りします。
（3）取引先が倒産し、回収が困難となった売掛金債権等が生じましたら、加入の手続きを行った金融機関・中小企業団体で共済金の貸付け請求をしてください。
（4）中小機構の審査が済み次第、共済金貸付け決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り入れください。

お問い合わせ先
独立行政法人　中小企業基盤整備機構　共済相談室　TEL：050-5541-7171
URL：http://www.smrj.go.jp
全国の金融機関の本・支店
最寄りの商工会・商工会議所
都道府県中小企業団体中央会

『一時的に資金繰りが厳しいので融資をうけたい』

セーフティネット貸付

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

経営環境変化対応資金

対象となる方

社会的、経済的環境の変化（原材料・エネルギーコスト高、デフレなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方
（注）利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。

支援内容

■貸付限度額
【日本公庫（中小企業事業）】7億2，000万円
【日本公庫（国民生活事業）】4，800万円
■貸付利率：基準利率
※ただし、運転資金を利用する場合であって厳しい業況にあり、認定経営革新等支援機関等の支援を受ける場合は、基準利率－0．2％
※基準利率（平成28年2月末時点。貸付期間5年の場合。）
中小企業事業1．30％、国民生活事業1．85％
■貸付期間：設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金　8年以内（うち据置期間3年以内）

金融環境変化対応資金

対象となる方

金融機関との取引状況の変化（借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等）により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方

支援内容

■貸付限度額：
【日本公庫（中小企業事業）】別枠3億円
【日本公庫（国民生活事業）】別枠4，000万円
■貸付利率：基準利率　（中小企業事業については上限利率3．0％）

■貸付期間：　設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金8年以内（うち据置期間3年以内）

取引企業倒産対応資金

対象となる方
関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている方

支援内容
■貸付限度額：
【日本公庫（中小企業事業）】別枠1億5，000万円
【日本公庫（国民生活事業）】別枠3，000万円
■貸付利率：基準利率
■貸付期間：運転資金8年以内（うち据置期間3年以内）

取扱金融機関
日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法
申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

危機対応業務を活用したセーフティネット貸付

国が危機対応業務を行うことが必要と認定した危機（平成28年2月現在、原材料・エネルギーコスト高及びデフレ脱却等）において、対象となる中小事業者の皆様の資金繰りを支援するため、指定金融機関である商工中金において、日本公庫（中小企業事業）のセーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）と同様の融資制度をご用意しています。
なお、対象となる方、支援内容の詳細については、商工中金にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

商工組合中央金庫　電話：0120-079-366

『創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行いたい』

中小企業経営力強化資金融資事業

創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関の経営支援を受ける事業者を対象に日本政策金融公庫が低利融資を行います。

対象となる方

経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする者で、認定支援機関※1の経営支援を受けている者

※1：中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

支援内容

■対象資金

設備資金及び運転資金

■貸付限度

【中小企業事業】7億2,000万円（運転資金は2億5,000万円）

【国民生活事業】7,200万円（運転資金は4,800万円）

■貸付利率

基準利率※2、3、4

※2：貸付金額のうち2,000万円までは、無担保・無保証人であっても、上乗せ金利なしで貸付が受けられます。（国民生活事業）

※3：女性、若年者（30歳未満）または高齢者（55歳以上）であって、新規開業して概ね7年以内の方は特別利率①

※4：中小企業事業においては、特別利率が適用される限度額は2億7,000万円。

■貸付期間

設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）

■貸付条件

中小企業・小規模事業者は、事業計画を策定し、実行責務を負い、期中の進捗報告を行う。認定支援機関は、事業計画の策定支援のみならず、期中における継続的な実行支援及びフォローアップを実施する。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）、中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

『経営の状態を改善する取組をサポートします』

経営力強化保証制度

中小企業・小規模事業者が認定経営革新等支援機関（金融機関、税理士、診断士等）（※）の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に、保証料を減免し、金融面だけでなく、事業者の経営の状態を改善する取組を強力にサポートします。

（※）中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

対象となる方

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方

支援内容

- **保証限度額**：無担保8千万円、最大で2億8千万円（一般の保証とは同枠）。
- **保証料率**　：一般保証における保証料率から概ね0.2%引下げ
- **保証割合**　：責任共有保証（80%保証）。ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は100%保証。
- **保証期間**　：一括返済：1年以内、
分割返済：運転資金5年以内、設備資金7年以内。なお、本制度により保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内。（据置期間はそれぞれ1年以内）

ご利用方法

詳細については以下の窓口まで御連絡ください。

お問い合わせ先
・（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
・各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『再チャレンジする方を支援します』

再チャレンジ支援融資制度（再挑戦支援資金）

一旦事業に失敗したことにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している中小企業の皆様は、再チャレンジに必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

次のいずれの要件にも該当する方であり、かつ、新たに開業する方又は開業後概ね7年以内の方

（1）廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であること
（2）廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること
（3）廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること

支援内容

■ 貸付機関

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

■ 貸付限度額

【日本公庫（中小企業事業）】7 億 2,000 万円（うち運転資金 2 億 5,000 万円）
【日本公庫（国民生活事業）】7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円）

■ 貸付利率

【日本公庫（中小企業事業、国民生活事業）】

基準利率
・女性、若年者（30 歳未満）または高齢者（55 歳以上）の方は、特別利率①
・技術・ノウハウ等に新規性がみられる方であって、一定の製品化及び売上が見込めるものが必要とする資金は、特別利率③
※中小企業事業においては、特別利率が適用される限度額は 2 億 7,000 万円。

■ 貸付期間

設備資金 20 年以内（うち据置期間 2 年以内）
運転資金 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120−154−505
沖縄振興開発金融公庫　電話：098−941−1795

『企業立地や事業高度化に取り組む方を支援します』

地域活性化・雇用促進資金（企業立地促進法関連）

中小企業者が企業立地や事業高度化に取り組む場合に融資を受けることができます。

対象となる方

中小企業者であって、次のいずれかに該当する方

（1）企業立地促進法※に基づく基本計画で定められた集積区域において、承認を受けた「企業立地計画」若しくは「事業高度化計画」に従って企業立地若しくは事業高度化への取組みを行う方又は行おうとする方

（2）地域再生法に基づく「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた方（中小企業事業のみ）

※この法律の正式な名称は「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」といいます。

支援内容

・貸付限度額

【日本公庫（中小企業事業）】7 億 2,000 万円（うち運転資金 2 億 5,000 万円）

【日本公庫（国民生活事業）】7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円）

・貸付利率

設備資金　特別利率③

（ただし、中小企業事業においては、2 億 7,000 万円を超える部分に関しては基準金利）

運転資金　基準金利

・貸付期間

設備資金　20 年以内

運転資金　7 年以内

・据置期間

2 年以内

取扱金融機関

日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）

中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

事業資金相談ダイヤル：0120−154−505

沖縄振興開発金融公庫　TEL：098−941−1795

『無担保・第三者保証人不要の長期借入を受けたい』

「証券化支援スキーム」を活用した融資制度
（CLO融資）

証券化の手法を活用することで、中小企業・小規模事業者の皆様の資本市場へのアクセスを促進し、無担保・第三者保証なしの資金供給を支援します。

対象となる方

中小企業者の方（一部を除いてほとんどの業種が対象となります）

支援内容

金融機関の中小企業者向け貸付債権を多数束ね、証券として投資家に販売する仕組み（証券化）を通じて、金融機関による中小企業の皆様方に原則無担保・第三者保証人なしの融資を支援します。本制度は、このような金融機関の取り組みを政府系金融機関が支援することにより、中小企業・小規模事業者の皆様方の円滑な資金調達を図ることを目的としています。

【保証型】

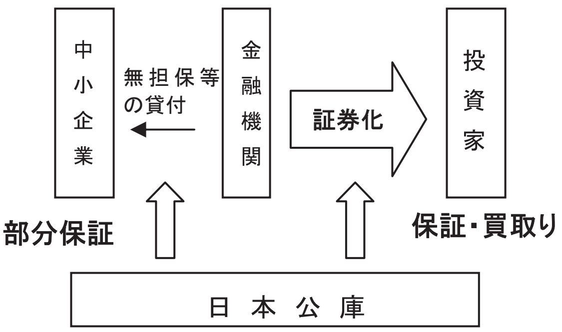

【買取型（キャッシュ型）】

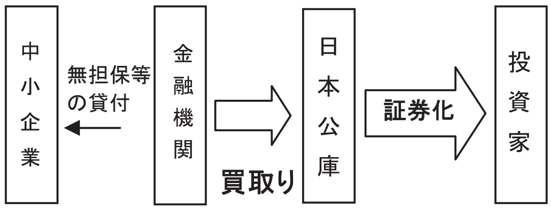

【買取型（シンセティック型）】

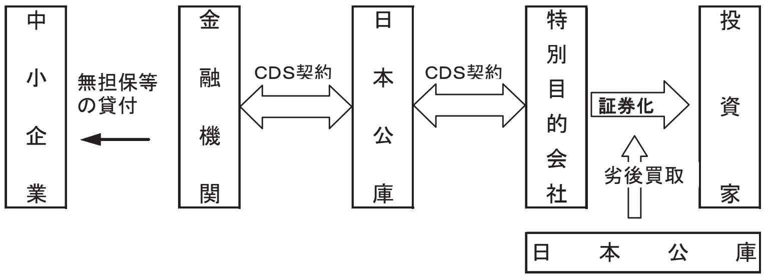

（※）CDS契約とはクレジット・デフォルト・スワップ契約のことで、一種の損害補填契約です。

（注）上記の他に、日本公庫自身が無担保・第三者保証人なしで貸付や社債の引受を行い、証券化を行う制度（自己型）もあります。

取扱金融機関

本制度を活用する各金融機関において募集を行っております。

ご利用方法

募集を行っている金融機関、募集時期、貸付条件（募集案件により異なります）については下記問い合わせ先に、ご利用に当たって必要となる書類等は取扱金融機関にお問い合せ下さい。

> お問い合わせ先
> 日本政策金融公庫（巻末お問い合わせ先一覧参照）
> 中小企業事業証券化支援室　TEL：03-3270-0568
> URL：https://www.jfc.go.jp/n/company/sme/securitisation.html

『新事業や企業再建等に取り組む方を支援します』

挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）

創業・新事業や企業再建等に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様のうち、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行う方には、資本性資金等の融資を受けることができます。

支援内容

	国民生活事業	中小企業事業
貸付対象者	【主な対象貸付制度】 ①新企業育成貸付（新規開業支援資金等） ②企業活力強化貸付（海外展開・事業再編資金、事業承継・集約・活性化支援資金） ③企業再生貸付（企業再建資金） ④生鮮食品等小売業近代化貸付 ※ 別途、貸付制度ごとの要件あり 【対象要件】 以下のいずれかの要件を満たす必要あり ⑴地域経済振興に資する事業 ⑵地域社会にとって不可欠な事業 ⑶先進性、新規性又は技術力が高い事業	【対象貸付制度】 ①新企業育成貸付（新事業育成資金等） ②企業活力強化貸付（海外展開・事業再編資金、事業承継・集約・活性化支援資金） ③企業再生貸付（企業再建資金） ※ 別途、貸付制度ごとの要件あり 【対象要件】 以下のいずれかの要件を満たす必要あり ⑴地域経済振興に資する事業 ⑵地域社会にとって不可欠な事業 ⑶先進性、新規性又は技術力が高い事業
貸付限度額	１貸付先あたり４，０００万円 （ただし、事業承継・集約・活性化支援資金は別枠で４，０００万円）	１貸付先あたり３億円 （ただし、事業承継・集約・活性化支援資金は別枠で３億円）
貸付利率	資本性ローン利率（6.50%～0.90%）	劣後ローン利率（7.75%～0.40%）
貸付期間	５年１か月以上１５年以内	５年１か月、７年、１０年、１５年
担保・保証人	無担保・無保証人	無担保・無保証人

（注）本特例の資金は、金融検査上自己資本とみなすことができます。
法的倒産となった場合、本制度の資金は当該貸付先に対する全ての債権（償還順位が同等以下のものを除く。）に劣後します。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫） 全国各店舗：http://www.jfc.go.jp/branch/index.html
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1795

『事業資金を借りたい』

信用保証制度

金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が信用保証を付すことにより、中小企業の皆様の資金調達を行いやすくします。

対象となる方

中小企業者（個人又は法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。

支援内容

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。また、使用目的等に応じて各種の特別な信用保証制度もご利用いただけます。

■保証限度額
- ・普通保証　2億円以内
- ・無担保保証　8,000万円以内
- ・無担保無保証人保証　1,250万円以内（納税していること等、一定の要件あり。）

なお、各種の特別な保証制度については、保証限度額を別枠化するなどの措置を受けることができます。

■保証料率

財務内容その他の経営状況等を勘案して、借入金額に対しおおむね0.45％から2.2％の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

（また、セーフティネット保証（264頁参照）等の特別の保証制度については、制度ごとに保証料率が決定されます。）

ご利用方法

申込時に金融機関または信用保証協会に必要書類を提出して下さい。

※必要書類については各金融機関または各信用保証協会にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　TEL：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会
URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『取引先の倒産・自然災害などで資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

セーフティネット保証制度

取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業の皆様については、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

対象となる方

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

1号　大型倒産発生(*)により影響を受けている中小企業者

2号　取引先企業のリストラ等(*)により影響を受ける中小企業者

3号　突発的災害（事故等）(*)により影響を受ける中小企業者

4号　突発的災害（自然災害等）(*)により影響を受ける中小企業者

5号　全国的に業況の悪化している業種(*)に属する中小企業者

6号　金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者

7号　金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）(*)に伴って借入れが減少している中小企業者

8号　整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者

(*)　具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

※対象となる中小企業者の具体的な基準については、中小企業庁ホームページ（http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm）または各市町村、特別区の窓口にお問い合わせください。

支援内容

上記対象者に対し、保証限度額の別枠化を図る制度です。

■保証限度額

（一般保証限度額）			（別枠保証限度額）	
・普通保証	2億円	＋	・普通保証	2億円
・無担保保証	8,000万円		・無担保保証	8,000万円
・無担保無保証人保証	1,250万円		・無担保無保証人保証	1,250万円

■保証料

おおむね0.7～1.0％以内で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。

ご利用方法

対象となる中小企業者の方は、登記上の住所地又は事業実態のある事業所（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口に認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等を添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付融資を申し込むことになります。

その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。

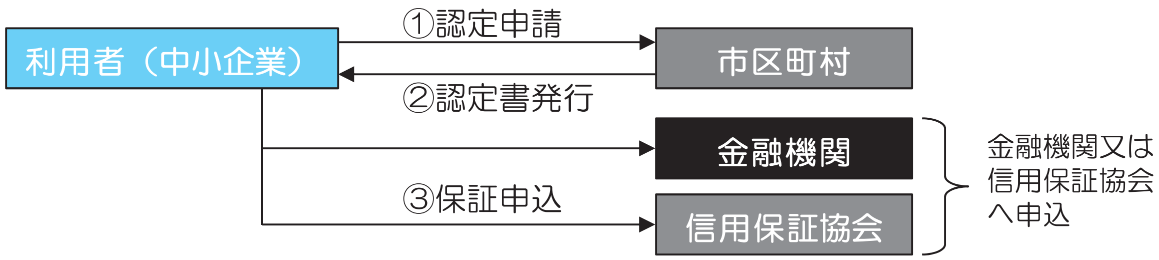

お問い合わせ先
- （一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
- 各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『直接金融による多様な資金調達を図りたい』

特定社債保証制度
（私募債保証制度）

中小企業の皆様へ私募債発行による直接金融の途を開き、資金調達の多様化・円滑化を図ることができます。

対象となる方

（1）純資産額が5,000万円以上3億円未満の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたはニのいずれかを満たす方

イ．自己資本比率	20%以上
ロ．純資産倍率	2.0倍以上
ハ．使用総資本事業利益率（※1）	10%以上
ニ．インタレスト・カバレッジ・レーシオ（※2）	2.0倍以上

（2）純資産額が3億円以上5億円未満の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたはニのいずれかを満たす方

イ．自己資本比率	20%以上
ロ．純資産倍率	1.5倍以上
ハ．使用総資本事業利益率	10%以上
ニ．インタレスト・カバレッジ・レーシオ	1.5倍以上

（3）純資産額が5億円以上の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたはニのいずれかを満たす方

イ．自己資本比率	15%以上
ロ．純資産倍率	1.5倍以上
ハ．使用総資本事業利益率	5%以上
ニ．インタレスト・カバレッジ・レーシオ	1.0倍以上

（※1）使用総資本事業利益率 ＝ $\dfrac{\text{営業利益＋受取利息・受取配当金}}{\text{資産額}} \times 100$

（※2）インタレスト・カバレッジ・レーシオ ＝ $\dfrac{\text{営業利益＋受取利息・受取配当金}}{\text{支払利息＋割引料}}$

支援内容

上記の要件を満たす中小企業者が発行する私募債について、信用保証協会により債務保証が行われます。

■**保証限度額**　4億5,000万円（保証割合が80%であることから、発行価額は5億6,000万円が限度となります。）ただし、セーフティネット保証を除く普通保証、無担保保証と合計で限度額は5億円です。

■**保証料率**　財務内容その他の経営状況を勘案し、おおむね社債総額の0.45%から1.90%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

■**担保条件**　金融機関、信用保証協会の約定によります。

■**償還期間**　金融機関、信用保証協会の約定によります。

■**発行形式**　振替債又は登録機関登録債とします。

ご利用方法

保証申込時に金融機関に必要書類を提出してください。
※必要書類については各金融機関にご相談ください。

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『売掛債権や在庫を活用した融資を受けたい』

流動資産担保融資保証制度
（ABL保証制度）

中小企業が有する売掛債権や在庫を担保とした融資に信用保証協会が保証を行うことにより、個人保証や不動産担保に過度に依存しない円滑な資金調達の実現を支援します。

対象となる方

中小企業者（個人又は法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。（通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じです。）

支援内容

中小企業者が保有している売掛債権（売掛金債権・手形債権・電子記録債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権など）及び棚卸資産を担保として金融機関が融資を行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。

■保証限度額・保証割合
保証限度額：2億円
保証割合：80％
（金融機関からの借入限度額は2億5,000万円）

■保証料率
借入極度額（借入金額）に対し、年率0.68％

■担保条件
・申込人の有する売掛債権及び棚卸資産のみを担保とします。法人代表者以外の保証人は徴求しません。
・売掛債権の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、（1）債権譲渡登記制度に基づく登記、（2）売掛先への通知、（3）売掛先の承諾のいずれかが必要です。
・棚卸資産の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、動産譲渡登記制度に基づく登記が必要です。

■保証期間
根保証方式：1年間（更新可能）
個別保証方式：1年以内

ご利用方法

■保証申込み
・まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。
・具体的な取引内容が確認できる資料（基本契約書等）が必要となります。
・売掛金や棚卸資産の売却代金が入金される口座を予め届け出る必要があります。この口座が本制度に基づく貸付を受ける金融機関以外の金融機関の口座である場合は、1ヶ月に1回以上、預金明細を提出する必要があります。

■借入形態・返済
・売掛債権は、売掛先が倒産するリスクなどがあるため、実際の売掛債権の額面そのままの金額で借入を受けられるわけではありません。(掛け目がかかります)
・個別保証方式の場合、融資の返済期日は、引き当てとした売掛債権の入金予定日に設定すること(期日一括返済)が基本となります。
・3ヶ月に1回以上、売掛債権の金額及び棚卸資産の数量等を金融機関に報告する必要があります。

その他
・債権譲渡禁止特約の付いた売掛債権は本制度の対象となりません。売掛先から解除承諾書の提出を受けるか、意義なき承諾を得る必要があります。
・機械設備や車両運搬具等の固定資産は担保の対象となりません。
・本制度を活用するためには、売掛先である企業から、適切な理解と協力を得ることが重要となります。

お問い合わせ先
(一社)全国信用保証協会連合会　TEL:03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会
URL:http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.htm

『急な資金ニーズが生じた際に迅速に資金を借りたい』

予約保証制度

将来の一時的かつ至急の資金ニーズに迅速に対応します。

対象となる方

中小企業者（個人又は法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となりえます（通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じです。）。ただし、通常の保証よりもリスクの高い保証制度であるため、審査にあたって財務諸表が不可欠であり、また、一定以上の信用リスクを有すると判断される方は予約できない等の制限があります。

支援内容

将来の一時的かつ至急の資金ニーズに備えるため、信用保証協会の債務保証付き融資を予約する制度です。

■貸付（予約）限度額・保証割合
保証限度額：2,000万円（小口零細企業保証制度を利用する場合500万円）
保証割合：80％（小口零細企業保証制度を利用する場合100％）

■予約期間　予約の有効期間は最長1年です。

■保証期間　5年以内

■保証料率
予約の時点では何らの手数料等の負担は有りませんが、実際に保証付きの融資を受ける際に通常の保証料率に0.15％～0.20％を上乗せした保証料を負担して頂きます。
具体的には、財務内容その他の経営状況を勘案して、借入金額に対しおおむね0.45％から2.2％の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

■担保条件
金融機関、信用保証協会の約定によります。法人代表者以外の保証人は原則徴求しません。

■貸付中止事由
なお、契約の際に詳細の説明がありますが、予約後に著しく信用状態が悪化する等の事態が発生した場合、予約どおりの融資が受けられない場合もありますのでご留意下さい。

ご利用方法

申込時に金融機関に必要書類を提出してください。
※必要書類については各金融機関にご相談ください

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　TEL：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会
URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組みたい』

高度化事業

都道府県から、中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む場合に必要となる設備資金について、事業計画に対するアドバイスを受けたうえで、長期・低利（又は無利子）で貸付けを受けることができます。

対象となる方（事業）

1. 経営戦略の実現や経営上の問題の解決に、事業協同組合などを設立し共同で取り組む中小企業者が対象となります。主な事業の活用例は以下のとおりです。
   （1）工場を拡張したいが隣接地に用地を確保できない、騒音問題のため操業に支障があるなどの問題を抱える中小企業者が集まり、適地に設備の整った工場を新設し、事業の拡大・効率化、公害問題の解決を図る＜集団化事業＞
   （2）商店街に、アーケードやカラー舗装、駐車場などを整備したり、各商店を改装し、商店街の魅力・利便性を向上させ集客力を高める＜集積区域整備事業＞
   （3）大型店の出店などに対抗するため、地域の中小小売商業者らが、共同で入居するショッピングセンターを建設し、集客力・販売力を向上させる＜施設集約化事業＞
   （4）中小企業者が共同で利用する共同物流センター、加工場や倉庫などの施設を建設し、事業の効率化、取引先の拡大を図る＜共同施設事業＞
2. 地元の中小企業者を支援するために、第 3 セクター（株式会社、公益法人）、商工会・商工会議所等が行う、（1）起業家を支援するインキュベーション施設などを設置し運営する事業＜地域産業創造基盤整備事業＞、（2）商店街活性化・集客力向上のため、多目的ホール、駐車場、共同店舗などを設置し運営する事業＜商店街整備等支援事業＞も対象となります。

※上記の各事業で整備した既存施設のリニューアル事業も貸付対象となります。
この他、中小企業が共同で取り組む事業に係る設備資金であれば、貸付対象となるものがありますのでお問い合わせください。

支援内容

1．貸付条件
- 貸付限度額：なし
- 貸付割合：原則として80％以内
- 貸付対象：設備資金
- 貸付利率：年0.65％（平成27年度）、又は、無利子（特別の法律に基づく事業など）
- 貸付期間：20年以内（うち据置期間3年以内）
- 担保・保証人：都道府県又は中小企業基盤整備機構の規程により徴求

2．診断の実施

貸付けに当たっては、事前に事業計画について、都道府県が中小企業診断士等の専門家を活用して診断・助言を行います。診断・助言には計画の内容により中小企業基盤整備機構も参加します。また、貸付後も運営診断・アドバイスは随時行っています。

ご利用方法

高度化事業に対する融資は、原則として都道府県が貸付けの窓口となりますので、まずは、各都道府県の中小企業担当課にお問い合わせください。

お問い合わせ先
各都道府県中小企業担当課（巻末お問い合わせ先一覧参照）
中小企業基盤整備機構高度化事業部高度化事業企画課　TEL：03-5470-1528（直通）
URL：http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/index.html

『環境法令を遵守し、環境に優しい事業を行いたい』

環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関係）

公害防止施設、建設機械、低公害車及びポスト新長期規制適合車などを取得するために必要な設備資金の融資を受けることができます。

対象となる方

大気汚染対策、アスベスト対策、水質汚濁対策、産業廃棄物処理、3R事業を実施する方、建設機械等（オフロード車※1を含む）を取得する方、低公害車（ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車※2等）・ポスト新長期規制適合車等を取得する方

※1：特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）における基準適合表示の付された特定特殊自動車

※2：中央環境審議会大気環境部会第八次答申で示された排出ガス目標値を達成した（ポスト新長期規制適合）ディーゼル車

支援内容

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">貸付限度額</th><th rowspan="2">貸付期間</th><th rowspan="2">貸付利率</th></tr>
<tr><th>中小企業事業</th><th>国民生活事業</th></tr>
<tr><td>大気汚染関連</td><td rowspan="6">7億2,000万円以内</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="6">20年</td><td>特別利率③</td></tr>
<tr><td>水質汚濁関連</td><td>特別利率②</td></tr>
<tr><td>アスベスト対策関連</td><td rowspan="4">7,200万円以内</td><td>特別利率②</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物・3R関連</td><td>特別利率②、③※3</td></tr>
<tr><td>建設機械関連（オフロード車を含む）</td><td>中小企業事業：基準利率、特別利率①、②※4
国民生活事業：基準利率、特別利率①、②※4</td></tr>
<tr><td>低公害車関連</td><td>基準金利、特別利率②※5</td></tr>
</table>

※3：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）における無害化処理認定事業者及び優良認定事業者、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第21条第1項に基づく指定を受けた者から再商品化事業にかかる委託を受けた者のうち、同法施行規則第4条第6号に規定する特定分別基準適合物の再商品化を行うために必要な設備（光学式選別機のみ）を新たに取得する者（中小企業事業のみ）については特別利率③、その他は特別利率②

※4：建設機械の種類により、貸付利率が異なります。詳細は下記にお問い合わせください。

※5：ポスト新長期規制適合車等（平成21年排出ガス規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車）のうち、ディーゼル車（トラック、バス、トラクターに限る）を取得する場合は中小・国民ともに特別利率②

取扱金融機関

株式会社　日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申し込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　TEL：098-941-1785（中小企業資金）

『外部専門家の支援を受けて経営を立て直したい』

認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業

金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援します。

対象となる方

借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業・小規模事業者

支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定に要する費用（フォローアップ費用を含む）について、総額の2/3（事業規模等に応じて数万円～最大200万円）まで負担します。

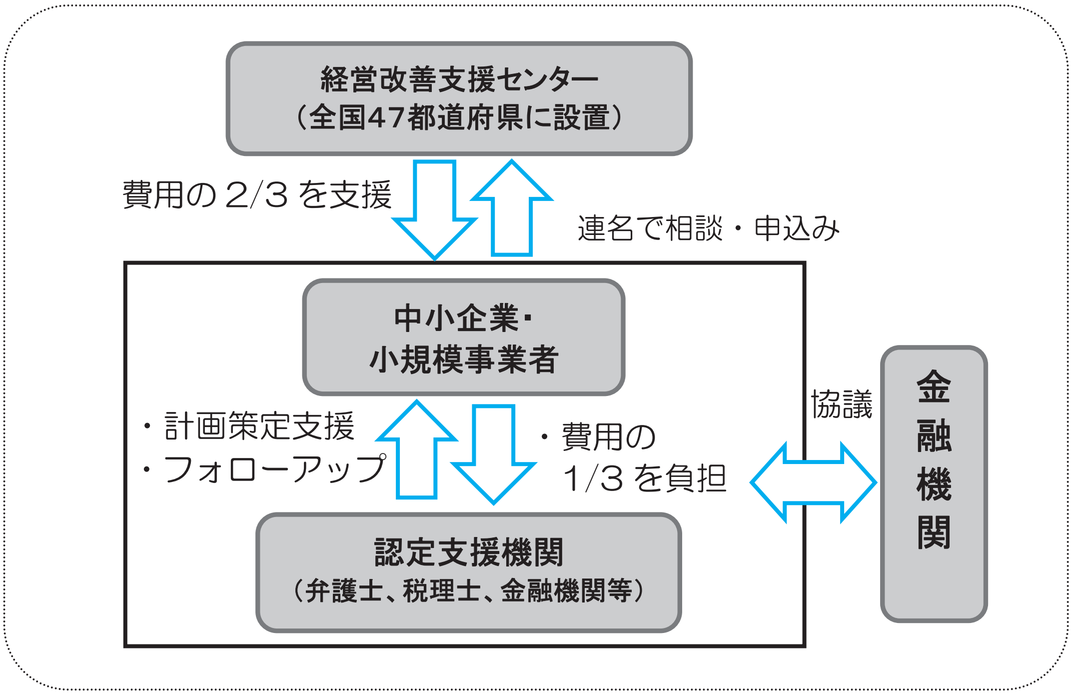

○ 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。
○ 主な認定支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。
事業の概要、申請書類等は、下記ホームページにて公開しています。
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html

お問い合わせ先
・各都道府県の経営改善支援センター　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業庁　金融課　　電話：03-3501-2876
・各経済産業局中小企業課等　（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『経営改善・事業再生に取り組む際に保証を受けたい』

事業再生計画実施関連保証制度
（経営改善サポート保証）

「中小企業再生支援協議会」や信用保証協会等が開催する「経営サポート会議」等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

対象となる方

次に掲げるいずれかの計画（債権者全員の合意が成立したもの）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方。

【産業競争力強化法第55条第1項に規定】
①中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
②認定支援機関（中小企業再生支援協議会、産業復興相談センター）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号に規定】
③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
④整理回収機構が策定を支援した再生計画
⑤地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
⑥東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
⑧個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第2号に規定】
⑨中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第3号に規定】
⑩経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

支援内容

■保証限度額
無担保8千万円、最大で2億8千万円（一般の保証枠とは別枠）。
■保証割合
責任共有保証（80％保証）。ただし、100％保証の既保証を同額以内で借り換える場合は100％保証。
■保証料
責任共有保証の場合0.8％以下、100％保証の場合は1.0％以下。
■保証期間
一括弁済の場合1年以内、分割弁済の場合15年以内（据置期間1年以内）。

お問い合わせ先
・（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
・各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『経営者保証を提供せずに資金を借りたい、個人保証債務の整理について相談したい』

「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

個人保証なしで借入れを実現したり、生活基盤を残しながら個人保証を整理したりするためのガイドラインができました。
ガイドラインの利用をご希望の方には、中小機構・地域本部、最寄りの商工会・商工会議所、認定支援機関等が、経営者保証に関するお問い合わせ・窓口相談に応じるとともに、ガイドラインの利用をご希望の方には、必要に応じて無料で中小機構から専門家を派遣しアドバイスします。
また、政府系金融機関等でも経営者保証を求めない資金繰り支援を強化しています。

対象となる方

■専門家派遣制度[中小企業基盤整備機構]

・経営者保証を提供せずに資金調達を希望する方

・中小企業の経営者の方で、会社の事業再生や事業清算に伴って、個人保証債務の整理についてお悩みの方

■経営者保証を不要とする融資制度[日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫]

[中小企業者](※1)

２期連続赤字でない又は債務超過でない等の経営内容について一定の要件を満たす方

[小規模事業者](※1)(※2)

①税務申告を2期以上実施し、日本公庫(国民生活事業)から事業資金による借入を1年以上受けており、直近１年間、返済の遅延がないこと、②2期連続赤字でない及び債務超過でない等の要件を満たす方

(※1)対象となる方に一定の要件がございますので、詳細は日本公庫にお問い合せ下さい。

(※2)他にも、マル経融資(経営改善資金)や新創業融資制度等、経営者保証によらない融資を取り扱っております。

■経営者保証を不要とする保証制度[信用保証協会]

・中小企業者の方であって、以下の要件を全て満たす方

① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること

② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと

③ 法人から適時適切に財務情報等を提供すること(期中も同様)

④ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること(財務要件等あり)(※3)

(※3)財務要件等の詳細は各信用保証協会にお問い合せ下さい。

支援内容

■専門家派遣制度[中小企業基盤整備機構]

・経営者保証に関するガイドラインは、経営者の個人保証について、
①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
②多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円~360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること
などを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援します。
・第三者保証人についても、上記②,③については経営者本人と同様の取扱となります。

・ガイドラインの利用をご希望の方には、中小機構・地域本部、最寄りの商工会・商工会議所、認定支援機関等が、経営保証に関するお問い合わせ、窓口相談に応じるとともに、必要に応じて中小機構から適切なアドバイスが可能な専門家を派遣しアドバイスします。
なお、都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部でも、ガイドラインに基づく保証債務の整理に関するご相談に応じます。

■経営者保証を不要とする融資制度[日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫]

[中小企業者向け]【日本公庫(中小企業事業)】
・経営責任者の方の保証を免除します。
・貸付限度額:制度ごとに定められた限度額(※4)
・貸付期間:制度ごとに定められた期間
4過去に融資を受け残高を有する方についてもご利用可能です。

[小規模事業者向け]【日本公庫(国民生活事業)】
・経営責任者の方の保証を免除します。
・貸付限度額:制度ごとに定められた限度額(※55)
・加算利率(※66):制度ごとに定められた利率に0.2%の上乗せ
・貸付期間:制度ごとに定められた期間
(※5)過去に融資を受け残高を有する方についてもご利用可能です。
(※6)事業承継・集約・活性化支援資金、新事業活動促進資金(事業承継関連)を利用し、一定の要件に該当する方は、上乗せ利率が免除されます。

■経営者保証を不要とする保証制度[信用保証協会]
・保証限度額:普通保証　2億円以内、無担保保証　8,000万円以内
・保証割合:責任共有保証(注)(※7)
(注) 金融機関が20%相当額の責任を負担します。
・保証期間:一括弁済:1年以内、
分割弁済:運転資金3年、設備資金5年(据置期間はそれぞれ6ヶ月以内)